

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所
及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

記

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

- (1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

2. 受験資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (3) (1) 及び (2) の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあつては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

3. 福祉系高校における教員の研修について

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準第1項第二号に掲げる研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施する研修の受入施設の確保が困難な場合等には、次年度において研修環境が整い次第、速やかに受講することも考えられること。

4. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあっては学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。以下「6

年制課程」という。)を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位の認定等の弾力化に係る取扱いについては事務連絡(「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日付け事務連絡))において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を卒業した者については、従来どおり、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師の国家試験の受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において6年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令(平成16年厚生労働省令第173号)第1条第1項第1号から第3号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111 (代表)

厚生労働省 03-5253-1111 (代表)

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室
(内線:2383(助成係))

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
(内線:2003(指導係))

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課

(保健師・助産師・看護師) (内線:2906(看護教育係))

(その他の職種)※ (内線:3326(医療技術係))

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局

(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線:2594(看護課))

(救急救命士) (内線:2550(地域医療計画課))

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線:4107(歯科保健課))

(その他の職種) (内線:2568(医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線:2972(健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線:2972(生活衛生・食品安全企画課))

厚生労働省社会・援護局

（社会福祉士・介護福祉士）

（内線：2 8 4 5（福祉基盤課））

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

（精神保健福祉士）

（内線：3 0 6 4（精神・障害保健課））

（公認心理師）

（内線：3 1 1 3（精神・障害保健課））